

ひとり親家庭等に関する手当制度

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給します。

手当の概要や支給要件、所得制限などについては町ホームページまたは問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ
児童課 内線144



■国の児童扶養手当、

県遺児手当、町遺児手当

※所得制限あり

●受給対象者（申請者）

対象児童を監護養育する

町内在住の父、母、養育者（祖父母、おじ、おばなど）

●対象児童 ①または②の児童（国籍問わず）

①死別、離婚などにより父

または母と生計を同一に

していない

②父または母に重度の障

がある

●注意 事実婚（異性の頻

繁な訪問や同居、経済的援助などの場合、手当は申請不可

■公的年金給付等と児童扶養手当との併給

公的年金給付等を受けて

いる場合でも、年金などの

額が児童扶養手当額を下回

る場合は差額を手当から支払うことができます。また、障害基礎年金等を受給している方は、令和3年3月分以降の児童扶養手当の額が

障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給

できるようにします。

児童扶養手当の申請を希望する方で公的年金給付等を受給している場合は、差額計算が必要となるため年金などの受給状況をお知らせください。

※公的年金給付等…遺族年金、老齢年金、障害年金、労災年金、遺族補償など各種法令等に基づく年金および遺族補償など

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

おおよそ

ご活用ください！

ひとり親家庭等 自立支援給付費 支給事業

母子・父子などのひとり親世帯を対象に、仕事につながる講座や資格取得に要する講座の入学料や受講料、就職活動や資格講座受講時の一時的保育などの利用料の一部を助成します。

●どんな給付を受けられるの？

- ・町長が認める講座などの受講料の2割 ※上限あり
- ・資格取得および就職活動などのために利用した町内保育園の一時的保育の利用料またはファミリーサポートセンター事業の利用料の半額

●給付を受けるためには

講座受講前や一時保育などの利用前に、事前相談や申請が必要です。

●問い合わせ 児童課 内線144

	児童扶養手当	県遺児手当	町遺児手当
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで ※施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	
手当月額 (2021年度)	・児童1人の場合 全額支給 43,160円 一部支給 43,150～10,180円 ・児童2人の場合の加算額 全額支給 10,190円 一部支給 10,180～5,100円 ・児童3人以上の場合の加算額（1人増すごとに加算） 全部支給 6,110円 一部支給 6,100円～3,060円	児童 1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童 1人につき 5,000円